

平成22年度



独立行政法人

大学評価・学位授与機構概要

*National Institution for Academic Degrees and
University Evaluation*

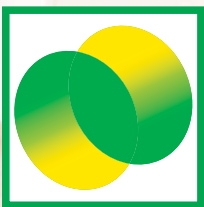
2010

NIAD-UE
National Institution for Academic Degrees and
University Evaluation

CONTENTS

● 機構長挨拶	1
● 沿 革	2
● 設置・目的	3
● 組織・運営	
機構図	4
歴代機構長	5
幹部職員	5
教員	5
評議員会	6
運営委員会	6
大学機関別認証評価委員会	7
短期大学機関別認証評価委員会	7
高等専門学校機関別認証評価委員会	8
法科大学院認証評価委員会	8
国立大学教育研究評価委員会	9
学位審査会	9
● 大学評価	10
● 学位授与	16
● 国際連携	22
● 資料編	
大学評価事業	24
学位授与事業	28
予算	32
土地・建物	32
役職員数	32
● 案内図	33

『機構ロゴマーク』



大学評価と学位授与の公平性と信頼性を象徴として、新しい時代に向かって発展・前進する機構をNのイニシャルで地球をイメージし、高等教育機関や学位を授与された人々がグローバルに活躍し、未来へ向けて前進・飛躍することを期待しています。

また、ロゴマークの黄色には「発展」、緑色には「希望」の意味が込められています。

『アートワーク』



Transferring the History of the Subject/ Transforming the History of the Subject

我々先祖が生み出した言語、文化、科学、物理の法則の発見等様々な事物は、時代とともに、変化（発展）しつつあります。教育（学校）や文化は、未来の世界を形成していくために過去の歴史から様々なことを学び、発展させ、応用していく、いわば過去と未来をつなぐインターフェースの役割を担っています。そして「変化、発展、応用」の積み重ねを「表現し、伝達していく」それは、まさに高等教育の原点であり、その要素が世界を構築しています。

この作品では、上記の概念を作家マット・マリカンの特徴であるオリジナルデザイン、記号で表現しました。

機構長挨拶

大学評価・学位授与機構は、平成3年7月に学位授与機構として設置されて以来、平成12年の大学評価・学位授与機構への改組、平成16年の独立行政法人化を経て現在に至っております。

この間、我が国の高等教育を取り巻く環境は大きく変化してきており、平成16年度には、国立大学は法人化され、一方で全ての大学・短期大学・高等専門学校は、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けることが義務付けられました。

そのような状況の中で、本機構においては、大学等の教育研究水準の向上及び高等教育段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資するため、主として評価事業及び学位授与事業を行ってきております。

評価事業につきましては、大学、短期大学、高等専門学校及び専門職大学院のうち法科大学院の評価を行う認証評価機関として、文部科学大臣から認証され、平成17年度から申請のあった大学等に対して評価を実施し、評価結果を公表しております。

加えて、文部科学省の国立大学法人評価委員会の要請に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況の評価を実施しております。平成20年度には、評価結果を各法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期中期目標・中期計画の検討に資する観点から、第1期中期目標期間の終了に先立ち評価を実施し、評価結果を文部科学省の国立大学法人評価委員会に報告するとともに、当機構においても公表いたしました。今年度は、第1期中期目標期間の評価の確定を行った上で、併せて第2期中期目標期間の評価に向けた詳細な分析を行い、より良い評価システムの構築を目指してまいります。

私どもは、高等教育制度における重要な役割を持ち、緒についたばかりの我が国の評価制度の担い手として、わかりやすく、透明性のある評価を実施していくことが重要であると認識しております。当機構の評価を受けた大学等が教育研究活動等を一層活性化し、その水準をより向上させることができるような評価を行ってまいりたいと考えております。これからも、大学関係者等からのご協力を得ながら、関係各方面のご意見を踏まえつつ、評価事業を展開し、我が国における高等教育水準の一層の向上に寄与するとともに、加えて各大学等が広く国民の皆さまの理解と支持を得るための一助となることを期待しております。

一方、学位授与事業につきましても着実に推移しており、平成4年3月に初めて学位を授与して以来、厳正な審査に基づき、これまで5万人を超える皆さまに学位を授与してまいりました。当機構が授与する学位には、短期大学や高等専門学校卒業者及び文部科学省の定めた一定の要件を満たす専門学校の修了者等へ授与する学位（学士）と当機構が大学の学部、大学院の修士課程及び博士課程に相当すると認定した各省庁大学校修了者へ授与する学位（学士、修士、博士）の二種類があり、今後も適切かつ着実に学位の授与を行い、我が国における高等教育段階の学習機会の多様な発展に寄与してまいりたいと存じます。

近年、グローバル化が進展する中で、高等教育の質保証が世界的に重要な課題となってきており、我が国においても、国際的な通用力を有した大学評価の確立が急務となっております。このような中で、海外の大学評価機関との連携による評価の共通化や、国際的な大学連携プログラムの評価など、国の高等教育政策に連動した国際的な質保証活動が求められております。現在、当機構では、我が国を代表し窓口となる中核的な質保証機関として、政府が進める日中韓3カ国の質を伴った大学間交流の促進をはじめ、欧米の大学評価機関と積極的に連携協力を推進しており、当機構に課せられた使命・役割は日々大きくなりつつあると認識しております。

今日、高等教育に対する期待と関心は、高等教育関係者のみならず国民の皆さまの間にも、これまで以上に高まっていると思われまふ。今後も、一層透明性のある事業運営を行い、当機構が実施する評価及び学位授与事業を適正かつ円滑に進めてまいり所存ですので、引き続き、皆さまの一層のご理解とご支援を賜りまふよう心よりお願い申し上げます。



機構長

平野 眞一

沿革

昭和61年 4月	臨時教育審議会「教育改革に関する第二次答申」において、生涯学習体系への移行の観点から、学位授与機関の創設について検討することが提言された。
平成元年 7月	大学審議会大学院部会、大学教育部会の審議概要の報告において、学位授与機関を創設する必要があると提言された。
平成2年 6月	総合研究大学院大学に学位授与機関創設調査室及び学位授与機関創設調査委員会が設置された。
平成3年 2月	大学審議会から、「学位授与機関の創設について」答申された。 学位授与機関創設調査委員会から、「学位授与機構の構想の概要について」報告された。
平成3年 7月	学位授与機構が設置された。 (国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律(平成3年法律第23号))
平成4年 3月	学位授与機構として、初めての学位の授与を行った。
平成10年 3月	学位取得者総数が1万人を超えた。
平成10年10月	大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の答申において、大学評価のための第三者機関を設置する必要があると提言された。
平成11年 4月	学位授与機構に大学評価機関(仮称)創設準備室及び大学評価機関(仮称)創設準備委員会が設置された。
平成12年 2月	大学評価機関(仮称)創設準備委員会から、「大学評価機関の創設について」報告された。
平成12年 4月	学位授与機構から大学評価・学位授与機構へと改組された。 (国立学校設置法の一部を改正する法律(平成12年法律第10号))
平成13年 9月	学位授与事業10周年記念式典を行った。
平成14年 3月	大学評価・学位授与機構として、試行的実施期間中における初めての大学評価結果の公表を行った。 学位取得者総数が2万人を超えた。
平成15年 3月	試行的実施期間中における第2回目の大学評価結果の公表を行った。
平成15年 4月	東京都小平市の新施設に移転した。
平成16年 3月	試行的実施期間中における第3回目の大学評価結果の公表を行い、試行的評価を終了した。
平成16年 4月	独立行政法人大学評価・学位授与機構が設立された。 (独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成15年法律第114号))
平成16年11月	試行的実施期間中に実施した大学評価についての検証結果の公表を行った。
平成17年 1月	大学、短期大学及び専門職大学院のうち法科大学院の評価を行う認証評価機関として、文部科学大臣から認証された。(学校教育法(昭和22年法律第26号))
平成17年 2月	高等専門学校機関別認証評価(試行的評価)の評価結果の公表を行った。
平成17年 3月	学位取得者総数が3万人を超えた。
平成17年 7月	高等専門学校の評価を行う認証評価機関として、文部科学大臣から認証された。
平成17年10月	国際連携センターを設置した。
平成18年 3月	大学評価・学位授与機構として、初めての機関別認証評価(大学、短期大学、高等専門学校)の評価結果の公表を行った。
平成20年 3月	大学評価・学位授与機構として、初めての法科大学院認証評価の評価結果の公表を行った。 学位取得者総数が4万人を超えた。
平成21年 3月	大学評価・学位授与機構として、初めての国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価の評価結果の公表を行った。
平成22年 3月	学位取得者総数が5万人を超えた。

設置・目的

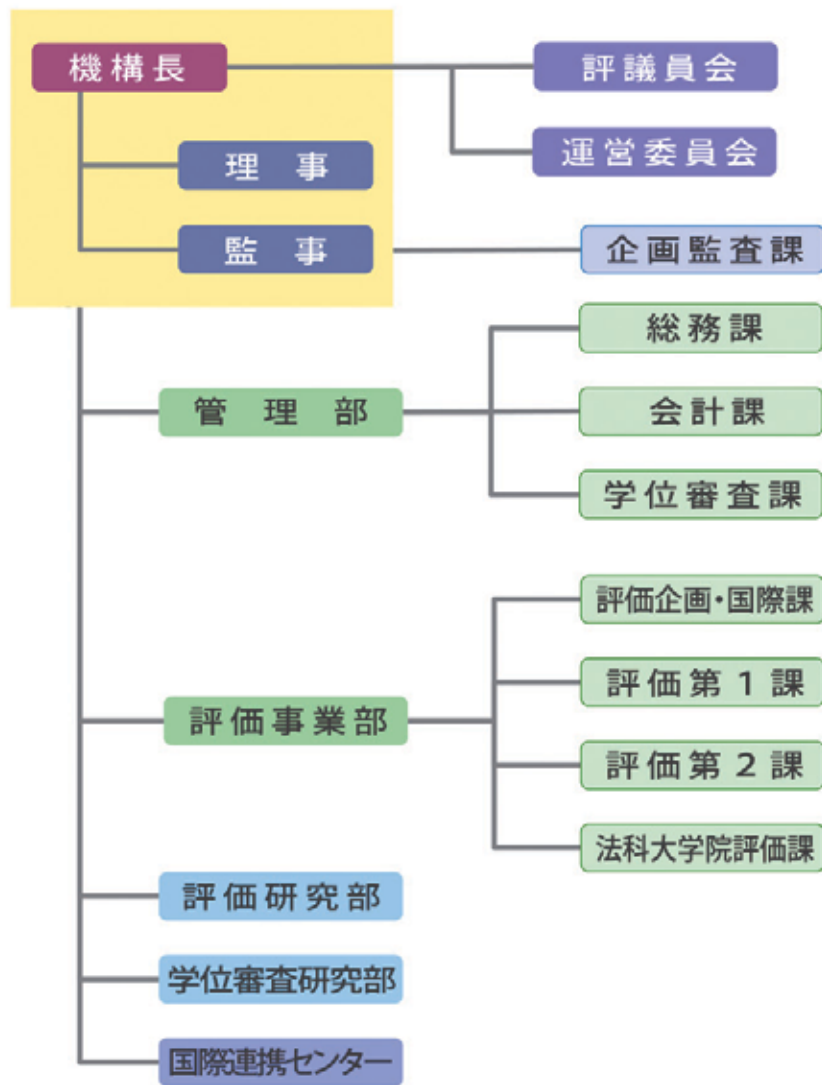
独立行政法人大学評価・学位授与機構は、独立行政法人通則法及び独立行政法人大学評価・学位授与機構法に基づき設立されました。機構は、大学等（大学、短期大学、高等専門学校並びに大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動等の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うことにより、多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的として、次の業務を行います。

- 1 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
- 2 学校教育法に定めるところにより、学位（学士、修士、博士）を授与すること。
- 3 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- 4 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 5 文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価を行い、その結果について、国立大学法人評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、並びに公表すること。



組織・運営

機構図



大学評価事業に関する諸会議

大学機関別認証評価委員会

短期大学機関別認証評価委員会

高等専門学校機関別認証評価委員会

法科大学院認証評価委員会

国立大学教育研究評価委員会

学位授与事業に関する諸会議

学位審査会

歴代機構長

田中 郁三	平成 3年7月～平成10年3月
木村 孟	平成10年4月～平成21年3月
平野 眞一	平成21年4月～

幹部職員

機構長 理事	平野 眞一 岡本 和夫		
監事（非常勤）	福島 健郎 福内 海房	企画監査課長	中島 裕二
管理部長	館 居 利博	総務課長	永田 昭浩
		会計課長	梅津 美昭
		学位審査課長	平田 公明
評価事業部長	小杉 信行	評価企画・国際課長	根岸 敏幸
		評価第1課長	渡邊 眞一
		評価第2課長	高瀬 正明
		法科大学院評価課長	望 月 毅
評価研究部長	河野 通方		
学位審査研究部長	中原 一彦		
国際連携センター長	岡本 和夫		

教 員

特任教授 川口 昭彦	特任教授 木村 孟		
評価研究部			
部長(兼)教授 河野 通方	准教授 渋井 進	客員教授 稲垣 卓	客員教授 土屋 俊
教授 荻上 紘一	准教授 田中 弥生	客員教授 北原 保雄	客員教授 野澤 庸則
教授 鈴木 賢次郎	准教授 野田 文香	客員教授 木村 靖二	客員教授 鷺山 恭彦
准教授 井田 正明	准教授 林 隆之	客員教授 小間 篤	
准教授 栗田 佳代子	客員教授 揚村 洋一郎	客員教授 脊山 洋右	
准教授 齋藤 聖子	客員教授 磯部 力	客員教授 武市 正人	
学位審査研究部			
部長(兼)教授 中原 一彦	教授 毛利 尚武	准教授 森 利枝	客員教授 橋本 弘信
教授 角田 敏一	教授 吉川 裕美子	客員教授 神谷 武志	客員准教授 平澤 和司
教授 瀧田 佳子	准教授 濱中 義隆	客員教授 黄 梅英	
教授 六車 正章	准教授 宮崎 和光	客員教授 小林 雅之	
国際連携センター			
客員教授 古川 佑子			

評議員会

○機構長の諮問に応じ、当機構の業務運営に関する重要事項について審議を行います。

大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者20人以内で組織されています。

(◎会長、○副会長)

(平成22年6月現在)

氏名	現職	氏名	現職
有 信 睦 弘	東京大学監事	関 根 秀 和	大阪女学院理事長・大学長
勝 方 信 一	教育ジャーナリスト	納 谷 廣 美	明治大学長
金 田 章 裕	人間文化研究機構長	濱 田 純 一	東京大学総長
○小 出 忠 孝	愛知学院長	林 勇 二 郎	国立高等専門学校機構理事長
高 祖 敏 明	上智学院理事長	ハンス ユーゲン ・マルクス	南山学園理事長
郷 通 子	情報・システム研究機構理事	松 本 紘	京都大学総長
榊 原 定 征	東レ(株)代表取締役会長	丸 本 卓 哉	山口大学長
◎佐々木 毅	学習院大学教授	村 松 岐 夫	京都大学名誉教授
佐々木 雄 太	愛知県立大学長	森 脇 道 子	自由が丘産能短期大学長
白 井 克 彦	早稲田大学総長	矢 田 俊 文	北九州市立大学長

運営委員会

○当機構の事業の運営実施に関する事項で機構長が必要と認めるものについて、機構長の諮問に応じます。

機構の教授並びに大学の学長及び教員その他の学識経験のある者21人以内で組織されています。

(◎会長、○副会長)

(平成22年6月現在)

氏名	現職	氏名	現職
阿知波 洋 次	首都大学東京教授	○古 城 佳 子	東京大学教授
新 井 紀 子	国立情報学研究所教授	島 田 京 子	日本女子大学非常勤講師
池 田 駿 介	(株)建設技術研究所池田研究室長	城 山 昌 樹	日興フィナンシャル・インテリジェンス (株)投資工学研究所長
大 竹 美 登 利	東京学芸大学副学長	瀧 田 佳 子	大学評価・学位授与機構教授
岡 澤 憲 芙	早稲田大学教授	◎中 原 一 彦	大学評価・学位授与機構学位審査研究部長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授	西 村 清 和	東京大学教授
上 條 宏 之	長野県短期大学長	二 宮 皓	放送大学広島学習センター所長
川 村 正 幸	駿河台大学大学院法務研究科長	前 田 富 士 男	中部大学教授
北 原 和 夫	国際基督教大学教授	丸 山 伸 一	(株)読売新聞東京本社論説委員
高 坂 節 三	東京都教育委員	水 谷 惟 恭	豊橋技術科学大学監事
河 野 通 方	大学評価・学位授与機構評価研究部長		

大学機関別認証評価委員会

○大学(短期大学及び法科大学院を除く。)からの要請に基づき当機構が行う、教育研究等の総合的な状況についての評価(機関別認証評価)について、審議を行います。

大学の学長及び教員並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験のある者30人以内で組織されています。

(◎委員長、○副委員長)

(平成22年6月現在)

氏名	現職	氏名	現職
赤岩英夫	元 群馬大学長	児玉隆夫	帝塚山学院学院長
鮎川恭三	元 愛媛大学長	小林俊一	秋田県立大学長
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長	小間篤	科学技術振興機構研究主監
飯野正子	津田塾大学長	齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
稲垣卓	前 大阪教育大学長	○佐藤東洋士	桜美林大学長
尾池和夫	財団法人国際高等研究所理事・所長	鈴木昭憲	前 秋田県立大学長
大塚雄作	京都大学教授	鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授	鈴木典比古	国際基督教大学長
梶谷誠	電気通信大学長	永井多恵子	せたがや文化財団副理事長
金川克子	神戸市看護大学長	野上智行	国立大学協会専務理事
北原保雄	元 筑波大学長	ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
河野通方	大学評価・学位授与機構評価研究部長	福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
郷通子	情報・システム研究機構理事	◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

短期大学機関別認証評価委員会

○短期大学からの要請に基づき当機構が行う、教育研究等の総合的な状況についての評価(機関別認証評価)について、審議を行います。

短期大学の学長及び教員並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験のある者20人以内で組織されています。

(◎委員長、○副委員長)

(平成22年6月現在)

氏名	現職	氏名	現職
麻生隆史	九州情報大学長・山口短期大学長	鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
雨宮照雄	三重短期大学教授	○関根秀和	大阪女学院大学長・大阪女学院短期大学長
大竹美登利	東京学芸大学副学長	難波正義	新見公立大学長・新見公立短期大学長
大野博之	国際学院埼玉短期大学長	樋田豊次郎	秋田公立美術工芸短期大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授	松田之利	岐阜市立女子短期大学長
◎上條宏之	長野県短期大学長	山内芳文	聖徳大学教授・学長補佐
小舘静枝	小田原女子短期大学理事	吉田文	早稲田大学教授
澤井昭男	福島学院大学教授	吉村恵美子	川崎市立看護短期大学長
清水一彦	筑波大学理事・副学長		

高等専門学校機関別認証評価委員会

○高等専門学校からの要請に基づき当機構が行う、教育研究等の総合的な状況についての評価（機関別認証評価）について、審議を行います。

高等専門学校の校長及び教員並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験のある者20人以内で組織されています。

（◎委員長、○副委員長）

（平成22年6月現在）

氏名	現職	氏名	現職
青木 恭介	仙台高等専門学校教授	中原 一彦	大学評価・学位授与機構学位審査研究部長
揚村 洋一郎	日本橋女学館中学校・高等学校長	長島 重夫	元（株）日立製作所教育企画部 シニアコンサルタント
荒金 善裕	東京都立産業技術高等専門学校長	野澤 庸則	大学評価・学位授与機構客員教授
池田 雅夫	大阪大学特任教授	○長谷川 淳	北海道情報大学長
◎落合 英俊	九州大学理事・副学長	日比野 靖	北陸先端科学技術大学院大学理事・副学長
小島 勉	サレジオ工業高等専門学校副校長	水谷 惟恭	豊橋技術科学大学監事
神野 清勝	豊橋技術科学大学理事・副学長	武藤 睦治	長岡技術科学大学理事・副学長
谷垣 昌敬	滋賀職業能力開発短期大学校長	村井 眞二	奈良先端科学技術大学院大学理事・副学長
徳田 昌則	東北大学名誉教授		

法科大学院認証評価委員会

○法科大学院からの要請に基づき当機構が行う、教育活動等の状況についての評価（法科大学院認証評価）について、審議を行います。

法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験のある者30人以内で組織されています。

（◎委員長、○副委員長）

（平成22年6月現在）

氏名	現職	氏名	現職
青山 善充	明治大学特任教授	○田中 成明	財団法人国際高等研究所副所長
磯部 力	國學院大学教授	棚村 政行	早稲田大学教授
磯村 保	神戸大学教授	ダニエル・フット	東京大学教授
上田 廣一	上田廣一法律事務所弁護士	永井 和之	中央大学総長・学長
岡田 ヒロミ	消費生活専門相談員	長谷部 恭男	東京大学教授
岡部 謙治	社団法人教育文化協会理事長	丸山 毅	法務省法務総合研究所総務企画部付
木村 光江	首都大学東京教授	三井 誠	同志社大学教授
久保井 一匡	久保井総合法律事務所弁護士	村中 孝史	京都大学教授
◎佐々木 毅	学習院大学教授	諸石 光熙	大江橋法律事務所弁護士
佐藤 國雄	前財団法人ユネスコ・アジア文化センター理事長	安永 正昭	近畿大学教授
瀧澤 泉	司法研修所教官	山本 和彦	一橋大学教授
滝澤 正	上智大学教授	山本 眞一	広島大学高等教育研究開発センター長
武井 康年	広島総合法律会計事務所弁護士	吉原 和志	東北大学教授
龍岡 資晃	学習院大学教授		

国立大学教育研究評価委員会

○国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条第2項の規定による国立大学法人評価委員会からの要請により当機構が行う、国立大学及び大学共同利用機関の評価について、審議を行います。

大学の学長及び教員、大学共同利用機関の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者30人以内で組織されています。

(◎委員長、○副委員長)

(平成22年6月現在)

氏名	現職	氏名	現職
浅野 攝郎	東京大学名誉教授	◎丹保 憲仁	北海道立総合研究機構理事長
飯野 正子	津田塾大学長	中川 幸也	(株)IHI顧問
池田 高良	長崎県立大学長	中里 毅	前 NHK学園理事長
岡田 修三	東京海上日動火災保険(株)特別任命参与	中泷 正堯	兵庫教育大学名誉教授
梶山 千里	日本学生支援機構理事長	中野 仁雄	九州大学名誉教授
金田 嘉行	ソニー(株)社友	橋本 貴美子	元 京都府立南陽高等学校長
○北原 保雄	元 筑波大学長	ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
木村 靖二	立正大学教授	平松 一夫	関西学院大学教授
神津 忠彦	東京女子医科大学名誉教授	廣部 雅昭	東京大学名誉教授
児玉 隆夫	帝塚山学院学院長	前原 澄子	京都橘大学看護学部長
小林 誠	日本学術振興会理事	松岡 博	帝塚山大学教授
五味 文彦	放送大学教授	馬渡 尚憲	宮城大学長
齋藤 八重子	元 東京都立九段高等学校長	牟田 泰三	前 福山大学長
鈴木 昭憲	前 秋田県立大学長	和田 敬四郎	金沢大学名誉教授
瀬戸 純一	駿河台大学教授		

学位審査会

○学位の授与の審査並びに大学以外の教育施設に置かれる課程の認定の審査及び短期大学・高等専門学校専攻科の認定の審査を行います。

機構の教授及び大学の教員等で高度の学識を有する者20人以内で組織されています。

(◎委員長、○副委員長)

(平成22年6月現在)

氏名	現職	氏名	現職
石井 克枝	千葉大学教授	酒井 善則	東京工業大学教授
井上 智子	東京医科歯科大学教授	瀧田 佳子	大学評価・学位授与機構教授
◎岩村 秀	日本大学教授	田中 亨胤	姫路獨協大学教授
瓜生 敏之	高知工科大学教授	中原 一彦	大学評価・学位授与機構学位審査研究部長
○角田 敏一	大学評価・学位授与機構教授	西出 和彦	東京大学教授
川島 一彦	東京工業大学教授	西村 清和	東京大学教授
北川 暁子	東京芸術大学教授	野坂 泰司	学習院大学教授
木村 一郎	早稲田大学教授	六車 正章	大学評価・学位授与機構教授
工藤 一彦	芝浦工業大学教授	毛利 尚武	大学評価・学位授与機構教授
小林 重信	東京工業大学教授	吉川 裕美子	大学評価・学位授与機構教授

専門委員会

○学位審査会に、学位の授与の審査等に関し専門の事項を調査するため、専門委員会が置かれています。機構の教授、審査委員及び大学の教員等で当該専門の事項に関し学識経験のある者で構成され、現在18委員会が設置されています。

大学等の教育研究活動等の状況について、大学関係者等の参画を得て、効果的な評価方法を開発し、適切な評価を実施していきます。このことにより、我が国の大学等に対する第三者評価の発展に先導的な役割を果たしていきます。また、国内外における大学評価に関する調査及び研究や、情報の収集、整理、提供などを積極的に行うことを通じて、我が国における評価の基盤作りと全体的な水準の向上に役立てていきます。

評価事業 | 平成22年度の評価事業に関する計画

● 認証評価

国・公・私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています。

専門職大学院（法科大学院等）を置く大学は、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関し、5年以内ごとに、認証評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられています。

【学校教育法第109条、同法第123条及び学校教育法施行令第40条】

1. 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価

大学、短期大学及び高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価について、以下のような事業を行います。

大学機関別認証評価、短期大学機関別認証評価及び高等専門学校機関別認証評価

大学、短期大学及び高等専門学校について、それぞれ文部科学大臣から認証された認証評価機関として、平成21年度は37大学、1短期大学の認証評価を実施しました。平成22年度においても、申請を受け付けた大学、短期大学及び高等専門学校の評価を実施するとともに、平成23年度に実施する評価の申請を受け付けます。

また、認証評価とは別に、機構が独自に行う第三者評価として、「研究活動の状況」、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の2つを選択的評価事項として定め、大学等の希望に応じて評価を実施します。

2. 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価

専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価について、以下のような事業を行います。

法科大学院認証評価

法科大学院について、文部科学大臣から認証された認証評価機関として、平成21年度は3法科大学院の本評価及び3法科大学院の追評価（注）を実施しました。平成22年度においても、申請を受け付けた法科大学院の評価を実施するとともに、平成23年度に実施する評価の申請を受け付けます。

注：追評価

適格認定を受けられなかった法科大学院が、評価実施年度の翌々年度までであれば、満たしていないと判断された基準に限定して受けることができる評価のこと。追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、適格認定を行います。

3. 認証評価に関する検証

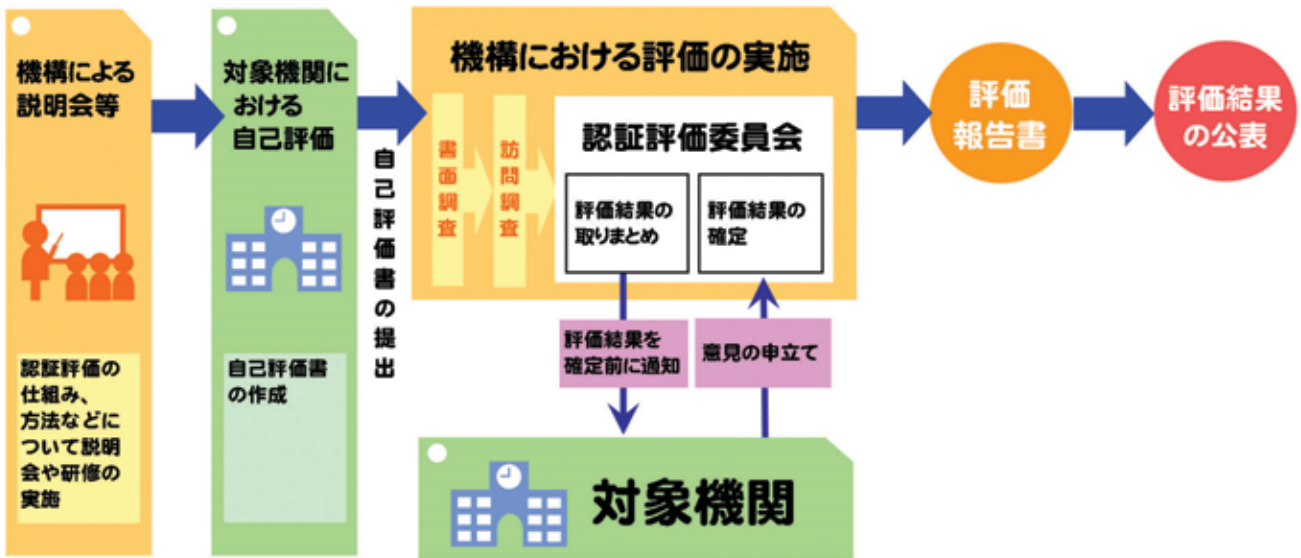
平成17年から20年度に評価を受けた機関（大学、短期大学、高等専門学校、法科大学院）及び評価を担当した委員に対し、評価方法等についてアンケート等を行い、その内容を基に評価の有効性、適切性について検証を行いました。検証の結果は年度ごとに報告書として取りまとめ、ウェブサイト等で公表しています。

引き続き、平成21年度に評価を受けた機関（大学、短期大学、法科大学院）及び評価を担当した委員に対しても評価方法等についてアンケート等を行い、検証を行っていきます。

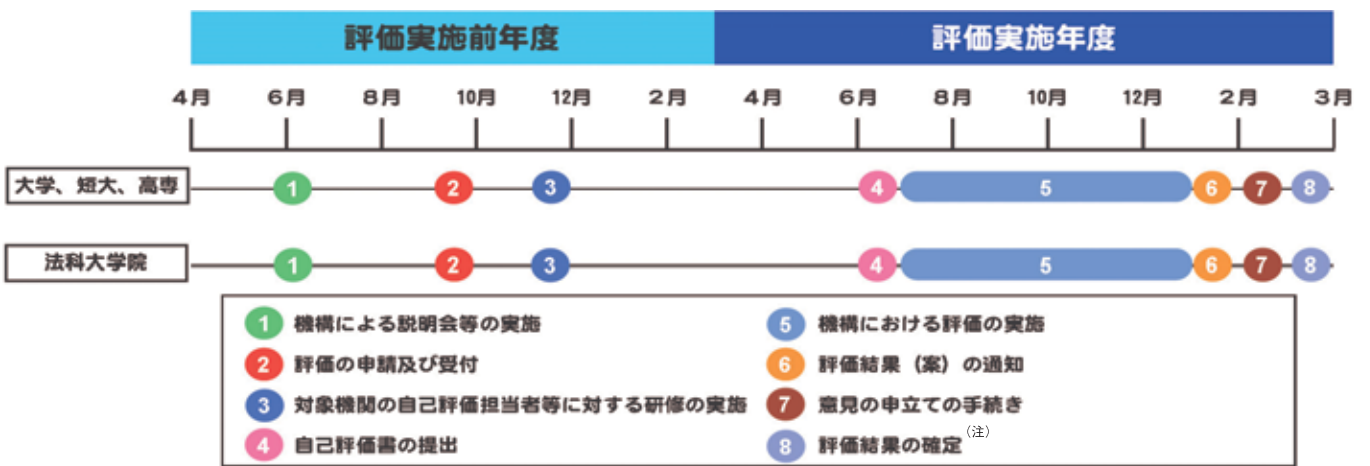
なお、この検証結果は今後の評価方法等の改善に役立てていきます。

各認証評価のプロセス、スケジュール及び実施体制

プロセス

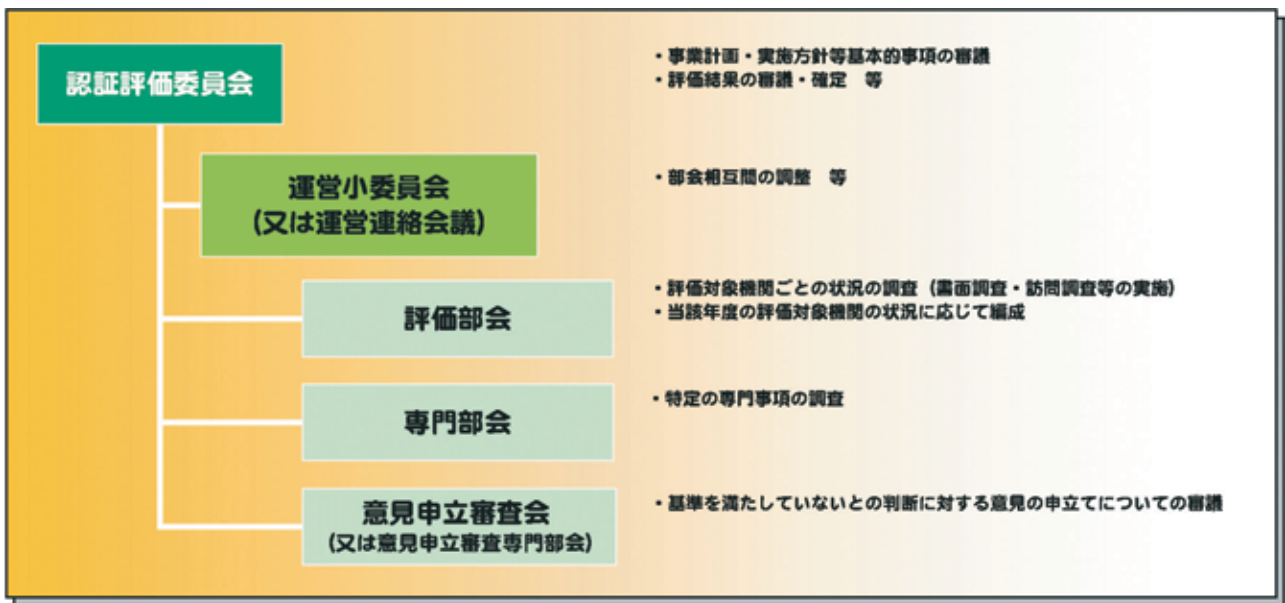


平成22年度～平成23年度のスケジュール（予定）



※標準的なスケジュールとして示していますが、変更する場合があります。具体的なスケジュール等については、今後、各認証評価委員会で検討し、公表していきます。
 なお、平成23年度に実施する法科大学院認証評価に関するスケジュール等は、評価基準等の改定を予定していることから上記と異なることがあります。
 (注) 評価基準を満たしていないと判断された大学、短期大学、高等専門学校又は適格認定を受けられなかった法科大学院は、評価実施年度の翌々年度までであれば、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。

実施体制



● 国立大学法人評価における教育研究に関する評価

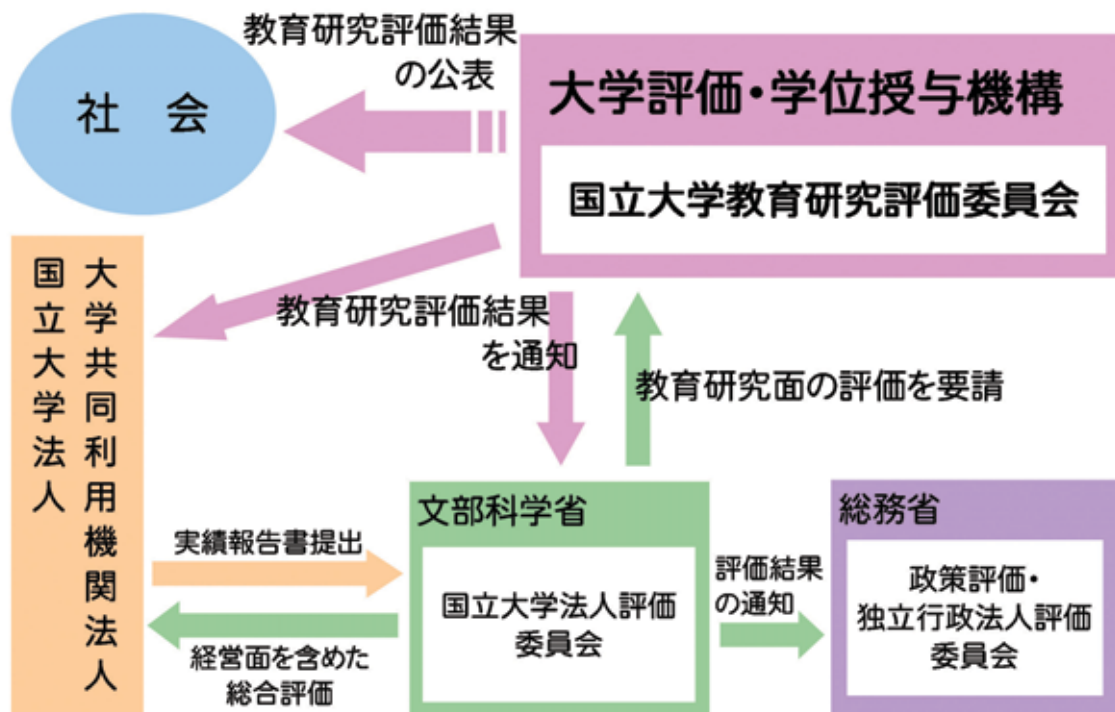
機構は、文部科学省に設置された国立大学法人評価委員会からの要請を受け、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価を実施します。
国立大学法人評価委員会が、中期目標期間における業務の実績の全体について総合的な評定を行うに当たっては、この評価結果を尊重することとされています。

【国立大学法人法第 35 条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第 34 条第 2 項】

国立大学法人評価は、教育研究の特性や法人運営の自主性・自立性に配慮しつつ、法人の状況をわかりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものでなければなりません。機構では、平成 21 年度に、国立大学法人評価委員会からの要請を受けて、平成 20 年度に実施した国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況についての評価（以下「教育研究評価」という）について、方法等の検証を実施し、第 1 期中期目標期間の評価の確定について、具体的な評価方法の検討を行いました。

平成 22 年度は、最終的な確定作業を行うとともに、当該評価確定後の検証を行い、次期評価に向けた評価方法の改善につなげるための検討を行うことにしています。

中期目標期間評価のしくみ



調査研究 | 大学等の評価に関する調査研究

大学等の質的向上及び社会に対するアカウンタビリティを支援促進するための効率的な評価システムの構築を目的とし、大学等の評価に関する調査研究を行います。

調査研究の成果は、各大学等の評価を通じた質的向上・アカウンタビリティ遂行に資するため、また、社会における大学評価の理解の促進のため積極的に公表していきます。

大学評価システムの検証と開発に関する研究

近年、大学や高等教育機関を取り巻く環境は大きく変化しており、大学等が社会から期待される活動の内容や水準、ならびに、その適切な運営のあり方をあらためて検討することが求められています。このような状況の中で、大学評価もその役割や方法を不断無く変化させ、効果的かつ効率的なシステムとなっていくことが必要です。そのため本研究では、これまで当機構等で実施されてきた認証評価や国立大学法人評価の評価方法等の適切性やその効果を多面的に検証し、今後の評価システムのあり方を検討していきます。また、高等教育政策の進展に伴い生じる大学評価への新たな要請に対応するとともに、国内外の評価や高等教育の最新状況を踏まえ、今後、評価方法や評価結果の質や国際通用性を向上させるメタ評価のあり方、機関別評価と分野別評価の相補性構築などの、我が国の新たな大学評価システムの開発に関する研究を行っていきます。

大学等の質的向上に資する評価活動に関する研究

大学等の質を向上させるためには様々な課題を克服する必要があります。ここでは、下記に挙げる2つの観点から研究を行っていきます。

1) 評価を有効に活用するための体制と方法

評価を行うためには、まず目的と計画を整え、根拠データや日常のモニタリング方法まで総合的に体制を整える必要があります。そこで大学の自己評価力の向上を目的に学内の評価担当部門と計画立案部門が協働し、計画の質を高めながら、同時に評価の体制も整えてゆくような手法を紹介し、活用のための条件を探るための研究を行っていきます。また、その過程において、事前評価や指標の選定など蓄積の豊富な営利企業や行政府機関、非営利組織の知識や技術を大いに活用していきます。

2) 大学内部の評価手法と第三者評価との連携と方法

大学等の質的向上やアカウンタビリティ遂行に関連する重要な視点の一つに、大学内部における評価方法のあり方が挙げられます。例えば、教員活動をどう評価するかは、質保証のためにも、活性化のためにも重要な課題となっております。そこで、ティーチング・ポートフォリオ、FDなどの、大学内部における各種の評価方法において調査研究を進め、その結果をワークショップ実施や導入支援などを通じ広く関係者の皆さんと共有していきます。また、これら内部的な質保証システムが外的な質保証システムである第三者評価とどう連携関係にあるべきかについても研究を行っていきます。

大学評価における評価情報の収集と活用のあり方に関する研究

大学評価はその導入期を過ぎ、客観的なデータや情報ならびに、専門的な調査・分析を踏まえた、より効率的で質の高い評価システムとなることが求められています。同時に、評価結果が大学および社会に有効な情報を提供し、評価の効果を高めることも必要です。このような大学評価をとりまく情報の内容とその流れを確立するためには、大学評価を実施する機関だけでなく、大学との共同のもとで、評価に求められる情報や評価負担の軽減、支援体制ならびに情報技術などの支援技術の研究開発を行っていくことが必要となってきています。

そのため、本研究では、大学等の教育研究活動の把握に必要な定量的・定性的情報の収集、分析（評価指標の検討）を大学情報データベース等により行うとともに、情報技術の活用による効果的な評価支援に関する調査研究を実施し評価の省力化等について検討していきます。また、社会が大学に関して求める情報についての調査を行い、大学情報・大学評価情報を社会へ効果的に発信するための情報発信システムの構築・提案を行います。

調査研究の一部は科学研究費補助金の交付を得て、国内外の高等教育研究者と協力しながら実施しています。最近、採択された研究課題は以下のとおりです。

- 「研究評価の制度化に伴う研究活動の集中化と多様化に関する実証的研究」（平成19－21年度）
- 「進路決定支援のためのユーザ適応型大学評価情報検索システムの構築」（平成19－20年度）
- 「大学の諸活動に関する情報の収集と分析及び情報システムの運用と人材育成に関する研究」（平成20－23年度）
- 「ティーチング・ポートフォリオ作成支援システムの開発」（平成20－22年度）
- 「社会的イノベーション力促進のためのアセスメント・ツール開発～非営利組織を題材に～」（平成20－22年度）
- 「学習成果可視型eシラバス作成支援システムの開発」（平成22－24年度）

これらの調査研究の成果は学術誌「大学評価・学位研究」に掲載するとともに、研究会やシンポジウムを通じて公表していきます。

情報提供 | 大学等の評価に関する情報の収集・整理・提供

大学等の教育研究活動等の質の向上や個性化に資するため、大学等における評価活動に有益な情報を体系的に収集、整理し提供していきます。


● 機構の評価活動に関する情報の提供

機構の行う評価に関する情報を、ウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/index.html>) を中心に積極的に発信しています。

機構ウェブサイトでは、平成17年度から21年度に機構が行った認証評価、平成12年度から14年度着手の試行的評価に係る全評価報告書を掲載しています。


また、「機構ニュース」(広報誌)として、機構の評価活動に関する最新状況、大学評価に関するイベントの案内などを随時掲載しています(毎月更新)。

● 評価情報



HOME — 評価事業
(http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/index.html)

● 機構ニュース



HOME — 出版物等 — 機構ニュース(広報誌)
(http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/news/index.html)

● 専門職大学院の評価基準モデル

機構では、法科大学院以外の専門職大学院の認証評価機関の創設を検討している関係機関等の参考に資するために評価基準について検討を行い、その検討結果を「専門職大学院の評価基準モデル」として取りまとめました。この評価基準モデルは、法科大学院以外のすべての専門職大学院において共通に必要なと考えられる項目を定めたものです。

(なお、この評価基準モデルでは、「ビジネス・MOT」、「会計」、「公共政策」の3分野については、さらに当該分野固有の項目を付け加えています。)

● 大学等の評価に関する情報の収集・整理・提供

大学等の評価に関する情報や教育研究活動等に関する情報を体系的に収集し、大学関係者等のニーズに応じた情報提供に取り組んでいます。

その一環として、平成19年11月に大学等の評価に関する情報を集約した「大学評価情報ポータルサイト」を一般公開しました。本サイトでは、国公立の各大学、短期大学、高等専門学校の評価に関する情報の他、国内外の評価に関する有益な情報も随時充実させていくこととしています。

また、大学評価に関するフォーラム等の開催を通じて、情報の提供及び情報交換を行っています。

大学評価情報ポータルサイト (<http://portal.niad.ac.jp/>)

各大学等の評価等に関する発信情報の蓄積、提供を推進し、各大学等の評価関係者及び評価に関心のある第三者の利便に供すること、社会への公開を通じて各大学等の積極的な情報提供活動を支援することを目指します。



主なコンテンツ

- 機関情報
各大学等がウェブサイト等で提供している評価等に関する情報を提供
- ライブラリー
機構で収集した評価等に関する情報をテーマ毎にまとめて提供
- トピックス
評価に関するニュース、イベント等の情報を適時提供

大学評価フォーラム（平成21年度）

テーマ：内部質保証システムの充実をめざしたアカデミック・リソースの活用

日時：平成21年8月3日（月）

場所：一橋記念講堂（学術総合センター2階）（東京都千代田区）

概要：

本フォーラムでは、「個性ある大学づくりのために」を副題に、教員の活動の提示・把握ツールの一つであるアカデミック・ポートフォリオを、米国から講演者を招いて取組事例を紹介するとともに、高等教育関係者によるパネルディスカッションを行いました。

また、翌4日には、前日に行われたフォーラムの内容を踏まえ、実際の大学等の現場におけるアカデミック・ポートフォリオの導入を支援する試みとしてワークショップを開催しました。

『大学評価』、『大学評価・学位研究』

機構では、調査研究の成果を論文、研究ノートなどの形で研究紀要である『大学評価』に掲載し公表してきました。『大学評価』は平成14年に第1号を刊行してから平成15年度までに全3号を刊行しました。『大学評価』の論文リスト及び内容は、次のウェブサイトで参照することができます。

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/hyouka/index.html

なお、平成16年度発行分からは、『学位研究』と統合し、学術誌『大学評価・学位研究』（Research on Academic Degrees and University Evaluation）として生まれかわりました。その内容は次のウェブサイトで参照することができます。

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/gakujutsushi/index.html

● 大学情報データベース

大学情報データベースは、大学等の教育研究活動等の情報を定期的に収集・蓄積し、集計・提供することにより、例えば、これらの情報を大学等が自らの教育研究の質の向上や個性化を図る際の参考資料として活用する、あるいは第三者評価に伴う自己点検・評価作業の負担軽減に活用することなどを目指しています。

機構では、公開シンポジウムやセミナー等を開催し、特にデータ項目等について、大学等の関係機関からご意見をいただきながら検討を行い、平成20年度に実施された国立大学法人評価における教育研究に関する評価の資料として活用しつつ、平成21年3月には、大学情報データベースから得られる国立大学法人の集計値を機構のホームページに掲載しました。

平成22年度においては、平成20年度に実施した評価結果の確定を行うにあたり、さらに大学情報データベースを活用して、評価作業における負担軽減を図りつつ、引き続き、情報を収集・蓄積し、入力データ集やデータ分析集を大学等に提供します。

学位授与

●学位授与 ●調査研究 ●情報提供

機構の学位授与制度は、ひろく社会で行われている高等教育段階のさまざまな学習の成果を評価し、大学の学部・大学院の修了者と同等の学力を有すると認められる者に対して、学位（学士、修士、博士）を授与するものです。わが国では法令により、大学と大学評価・学位授与機構のみが、学位を授与することができます。

機構が学位を授与するための審査は、機構に置かれた学位審査会と、専門分野ごとの専門委員会で行われています。学位審査会と専門委員会では、高度な学識を有する全国の国公私立大学の教員が共同して審査を行っています。平成21年度現在、機構から学位を授与された方はのべ **50,120人** にのぼっています。

機構ではさらに、学位授与を行うために必要な高等教育に関する調査研究を行うとともに、調査研究に基づいて、高等教育段階の学習と学位に関する情報提供を行っています。

学位授与事業

大学外の学習者に、学位（学士、修士、博士）を授与



●短期大学・高等専門学校卒業生等を対象とする単位積み上げ型の学位授与（学士）

（学校教育法第104条第4項第1号、学位規則第6条第1項）

短期大学や高等専門学校を卒業、あるいは専門学校を修了するなど、すでに高等教育機関において一定の学習を修めた後に、大学における科目等履修生制度などを利用して高等教育レベルの学修を行う者に、学士の学位を授与しています。この制度は、学習者ひとりひとりのニーズに応じた多様な学習の積み重ねの成果を学士の学位取得へとつなぐものです。申請は毎年2回、4月と10月に受け付けています。

学位取得までの流れ



基礎資格を有する者

この制度で学士の学位を申請するには、以下のいずれかに該当している必要があります。

- 短期大学を卒業した者
- 高等専門学校を卒業した者
- 専門学校を修了*した者
- 大学（短期大学を除く）の学生として2年以上在学し62単位以上を修得した者
- 旧国立工業教員養成所を卒業した者
- 旧国立養護教諭養成所を卒業した者
- 外国で14年以上の学校教育の課程を修了した者

*専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者

単位の修得

基礎資格を有する者に該当したあと、機構の学位審査会が定めた、すべての専攻の区分に共通な単位修得の要件と、申請する専攻の区分ごとの単位修得の要件をともに満たすように所定の単位を修得します。単位の修得にあたっては、学士の学位にふさわしい幅広く深い教養と各専攻における専門的知識などを体系的に履修することを求めています。

単位は、大学の科目等履修生制度を利用するほかにも、機構が認定した短期大学・高等専門学校^{*}の専攻科^{*}、大学の専攻科、大学院などで修得することができます。

^{*}機構では、専攻科を置く短期大学又は高等専門学校からの申し出を受けて、教育課程が大学教育に相当する水準にあるか、授業科目を担当する教員が大学の教員に相当する資格を有するかなどを、学位審査会で審査の上認定しています。学習者は大学の単位のほかに、ここで認定された専攻科で修得した単位を、機構への学位授与申請に用いることができます。認定を受けた専攻科に対して、機構では一定期間ごとに、教育の実施状況等についての審査(レビュー)を行い、教育の水準が維持されていることを確認しています。

学修成果の作成

学修成果は、学習者が単位修得を通じて身につけた学力が学士の水準に達していることを審査するために提出を求めるものです。

学修成果は、レポートの形で提出されます。専攻の区分「音楽」、「美術」の場合は、レポートに代えて音楽の演奏・創作の記録や美術の作品を提出することができます。

試験

試験は、学修成果が申請者の学力として定着しているか、その専攻に関して学士の水準にあると認められる学力を有しているかを見るために行います。提出された学修成果に即して、小論文試験ないし面接試験の形で行われます。出題、面接、評価は、学位審査会が、専門分野ごとに設けられた専門委員会を通じて行います。

学修成果としてレポートを提出した場合には小論文試験、音楽の演奏・創作の記録、美術の作品を提出した場合には面接試験が課されます。

試験は、4月に学位を申請した申請者に対しては6月に行われ、10月に学位を申請した申請者に対しては12月に行われます。小論文試験は札幌、東京、大阪、福岡、岡山(12月のみ)の会場で行われ、面接試験は東京の会場で行われます。

機構での審査

審査は、学位審査会が、専門分野ごとに設けられた専門委員会を通じて行います。個別の申請者について、修得単位の審査と学修成果・試験の審査の両方が「可」とされた場合、学位審査会が合格と判定します。

- 修得単位の審査(定められた要件を満たすような体系だった学修ができているか審査されます)
- 学修成果・試験の審査(学士の水準に相応する学力を身につけているかが審査されます)

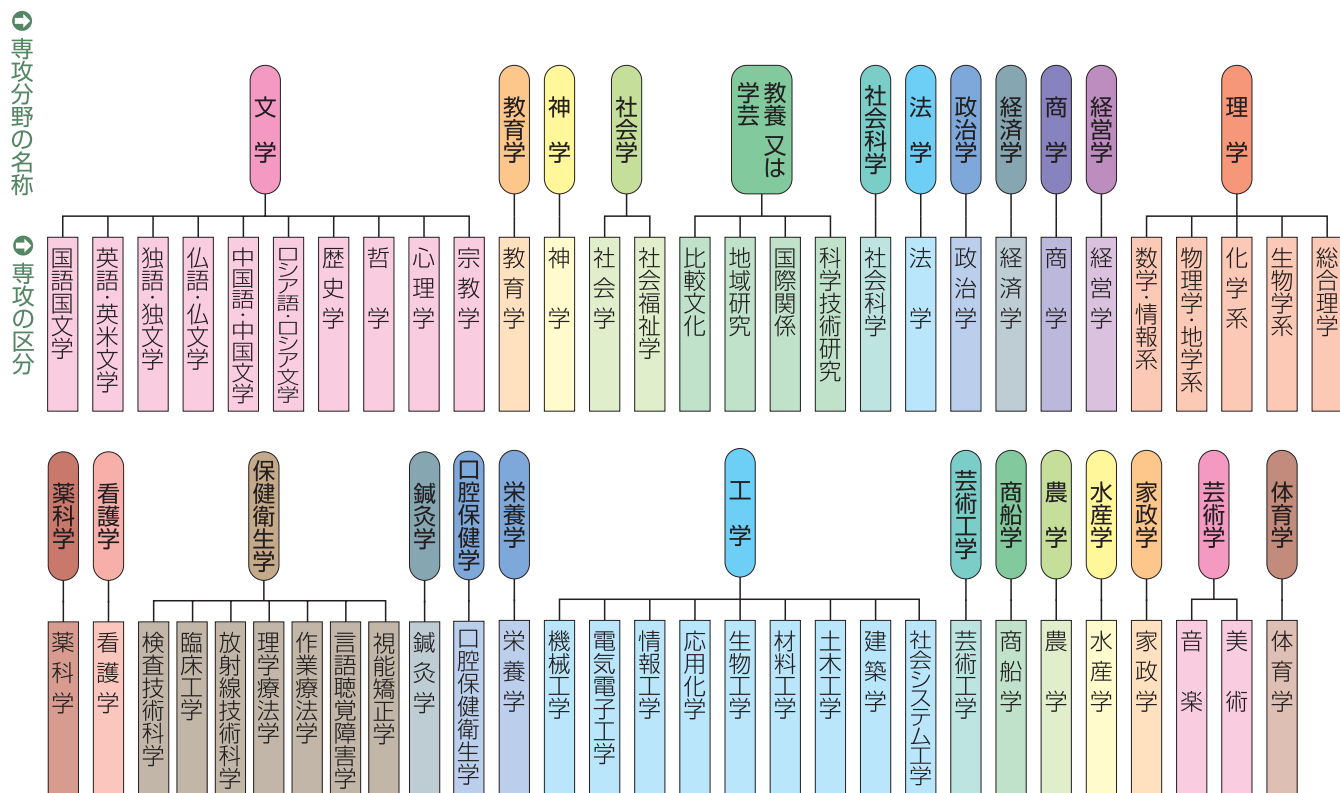
学士の学位

学士の学位は、学位審査会で合格と判断された申請者に対して、大学評価・学位授与機構長名で授与されます。学士の学位を4月に申請した場合には9月下旬まで、10月に申請した場合には3月下旬までに、学位の授与が行われます。



この制度によって授与される学位

機構では、生涯学習時代における学習者の関心の多様性に対応して、下図に示したさまざまな分野での学士の学位を授与しています。機構では、専攻分野の名称及び専攻の区分の種類を、時代の変化や社会における専門知識と学習に対するニーズの変化に応じて、学位審査会における審議を経た上で随時新しく追加しています。



これまでの学位取得者

平成3年度に機構が学位授与機構として設置されて以来、平成21年度までに、この制度を通じて学士の学位を授与された方はのべ **30,258人** にのぼっています。



短期大学・高等専門学校卒業者等を対象とする単位積み上げ型の学位授与についての詳しいことは、申請の手引き「新しい学士への途」を参照してください。

「新しい学士への途」は機構のウェブサイトでも閲覧できます。また、この制度による学士の学位取得についてよくある質問とその答えをまとめた「学位授与に関するQ&A」のページも公開しています。

「新しい学士への途」 http://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afieldfile/2010/03/19/no7_5_gakushiH22.pdf

「学位授与に関するQ&A」 http://www.niad.ac.jp/n_gakui/tsumiage/qa/index.html

● 機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程修了者への学位授与（学士・修士・博士）

（学校教育法第104条第4項第2号、学位規則第6条第2項）

わが国の、大学以外の教育施設に置かれた課程（各省庁大学校）のうち、大学の学士課程、大学院の修士課程及び博士課程に相当する教育を行っている機構が認定した課程の修了者に、学位取得の途を開いています。

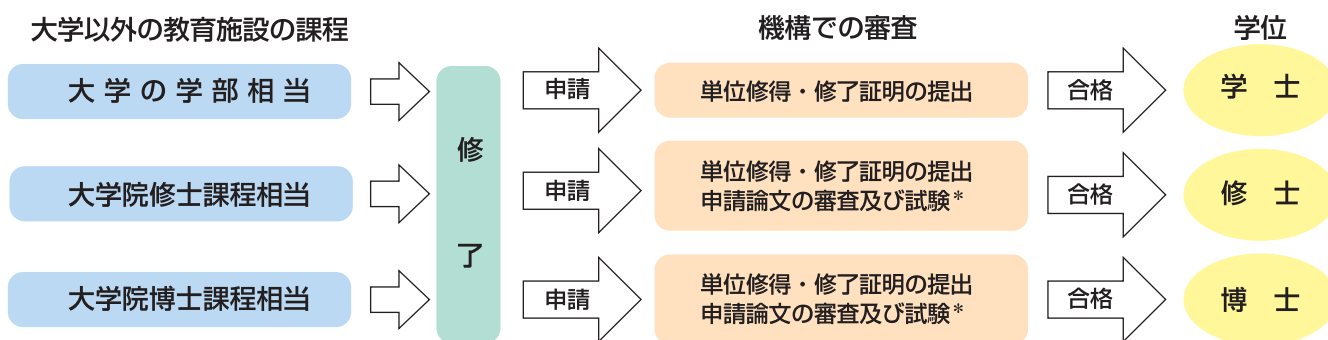
課程の認定と教育の実施状況等の審査

機構の学位審査会では、各省庁大学校からの申し出を受けて、各課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準等の関係規程に照らして審査し、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程と同等の水準にあると認められるものを大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に相当する教育を行う課程として認定します。

認定を受けた課程に対しては、原則として5年ごとに、教育の実施状況等についての審査（レビュー）を行い、上記の水準が維持されていることを確認しています。



学位取得までの流れ



*申請論文に対応する専門委員会において、審査する3人以上の委員が指名され、口頭試問等によって審査を行います。

この制度によって授与される学位

機構が認定している大学以外の教育施設と、授与している学位の種類は以下の通りです。各学位は、大学評価・学位授与機構長名で授与されます。

教育施設	学位の種類		
	学士	修士	博士
防衛大学校	人文科学/社会科学/理学/工学	理学/工学/安全保障学*	理学/工学/安全保障学
防衛医科大学校	医学	—	医学
独立行政法人水産大学校	水産学	水産学	—
海上保安大学校	海上保安	—	—
気象大学校	理学	—	—
職業能力開発総合大学校	工学	工学	—
国立看護大学校	看護学	看護学	—

*平成14年度までは社会科学

これまでの学位取得者

平成3年度に機構が学位授与機構として設置されて以来、平成21年度までに、この制度を通じて学士、修士、博士の学位を授与された方はのべ19,862人にのぼっています。

調査研究 | 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究

学位授与事業に期待される役割を生涯学習社会において十分に果たすために、高等教育レベルの学習の成果を適切に評価するシステム、学習の評価に関わる基本的な問題について、具体的な調査研究を実施しています。また、学位制度を中心とした高等教育研究の推進と問題提起も重要な調査研究の課題です。調査研究の成果は大学・高等教育機関の参考に資するよう広く公表するとともに、業務と研究にかかわる国際交流も行っています。

学位の構造・機能と国際通用性に関する調査研究

高等教育の提供者、学習者、学習形態の多様化に鑑み、学位の授与に必要とされる体系的な学習の構造・要件と国際通用性に関する研究を行っています。諸外国における学位制度の実状と動向、編入学や留学など学生の流動化に伴う学習構造の変化と学位の質保証、電子化シラバスに基づく科目分類支援システムなどについて調査研究しています。

高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する調査研究

生涯を通じて行なわれる高等教育レベルの多様な学習を学位取得に結びつけるため、大学外の機関等における様々な学習を、学位授与の要件の一部として評価・単位認定する方法について研究しています。その成果をもとに、特定の高等教育機関への在籍を求めず、高等教育レベルの学習による単位の累積を条件とした学士の学位授与システムの意義と構築の可能性について研究しています。

当機構の学位授与制度に関する実状調査

当機構の学位取得者に対してアンケート調査を実施し、申請に至るまでの学習プロセスと履修パターンの調査を行っています。この調査は同一の学位取得者を対象に、学位取得直後、1年後、5年後に追跡実施するもので、機構の学位授与制度への要望、学位取得後の進路、取得した学士の学位の社会的評価等についても質問し、現行制度の改善に役立てています。

研究会、シンポジウムの開催による研究の公表と交流

高等教育、とりわけ単位認定、学位授与及び教育の質保証等に関して国内外の研究者を囲んで研究会等を行っています。平成21年度には、欧州連合の職業訓練開発のためのヨーロッパセンター(CEDEFOP)から研究者を招聘し、高等教育レベルで行われる学習の成果の評価と単位認定を中心に、日欧の取組と課題について意見を交換しました。また、平成16年度以来「学位システム研究会」を定期的に開催し、外部の高等教育研究者等と学位制度に関する諸外国と日本との比較研究を進めています。

調査研究の一部は科学研究費補助金の交付を得て、国内外の高等教育研究者と協力しながら実施しています。最近、採択された研究課題は以下のとおりです。

- 「学士取得過程の多様化に対応した単位認定と学士の質保証に関する日米欧の比較研究」(平成16-18年度)
- 「工学系博士の学位の質保証に関する研究」(平成18-19年度)
- 「ユニバーサルアクセス型高等教育システムにおける学位制度の機能変容に関する調査研究」(平成18-19年度)
- 「米国の営利大学発展の促進・阻害要因としての適格認定及び設置認可に関する実証的研究」(平成19-20年度)
- 「転換期における日本の修士課程教育の質保証と国際通用性」(平成19-21年度)
- 「米国における実践的職業教育向け学士学位の生成過程に関する研究」(平成20-21年度)
- 「経験強化型学習 XoL に関する発展的研究」(平成22-24年度)
- 「米国の高等教育の適格認定における学習成果重視政策転換議論のインパクトに関する研究」(平成22-24年度)
- 「高校生の大学進学選択のマイクロプロセスに関する研究」(平成22-23年度)

これらの調査研究の成果は機構の学術誌『大学評価・学位研究』に掲載するとともに、上述したように研究会やシンポジウムを通じて公表しています。

情報提供 | 大学等における各種の学習機会に関する情報の収集・整理・提供

生涯学習社会において学習機会を適切に選択できるように、大学等における各種の高等教育レベルの学習の機会に関する情報を収集し、冊子及びインターネットを通じて利用しやすい形で学習者や高等教育機関及び研究者に対して提供しています。現在提供している主な情報は以下のとおりです。

『科目等履修生制度の開設大学一覧』

機構が行う「短期大学・高等専門学校卒業生及び専門学校修了者等への学位授与」事業においては、基礎資格を有する者に該当した後の単位の修得は必須の要件です。単位修得のひとつの方法は大学における科目等履修生制度によるものです。機構では、大学における科目等履修生制度の開設状況について、平成4年度以来、各大学を通じて調査し、その結果を公表しています。最新版（平成22年度版）は、次のウェブサイトで参照することができます。

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/kamokutou/index.html

『独立行政法人大学評価・学位授与機構認定 短期大学・高等専門学校専攻科一覧』

基礎資格を有する者に該当した後に修得すべき単位は、上記に記載した、大学における科目等履修生制度を利用するほか、機構が認定した短期大学・高等専門学校の専攻科においても修得することができます。機構では、これら認定専攻科に関する各種情報について、平成5年度以来、各短期大学及び高等専門学校を通じて調査し、その結果を公表しています。最新版（平成21年度版）は、次のウェブサイトで参照することができます。

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/senkouka/index.html

『学位に付記する専攻分野の名称』

機構では、わが国の学位制度に関する調査研究及び情報提供を行うため、わが国の大学で授与される学位に付記される専攻分野の名称を調査しています。平成17年度の状況の調査結果は次のウェブサイトで公表しています。

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/meishou/index.html

また、この調査結果は、次に紹介する『学位研究』及び『大学評価・学位研究』に適宜、掲載されています。

『学位研究』、『大学評価・学位研究』

機構では、調査研究の成果を論文、研究ノートなどの形で研究紀要である『学位研究』に掲載し公表してきました。『学位研究』は平成5年に第1号を刊行してから平成15年度までに全18号を刊行しました。『学位研究』の論文リスト及び内容は、次のウェブサイトで参照することができます。

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/gakui/index.html

なお、平成16年度発行分からは『大学評価』と統合し、学術誌『大学評価・学位研究』（Research on Academic Degrees and University Evaluation）として生まれかわりました。その内容は次のウェブサイトで参照することができます。

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/gakujutsushi/index.html



国際連携

近年、我が国のみならず、各国・地域においても高等教育改革が進展しているところですが、高等教育機関の評価をどのように行い、評価結果を教育研究活動の向上や大学運営の改善に生かしていくかは、いまや中心的課題となりつつあります。また、社会のグローバル化や高度情報化の進展に伴って学生や研究者の国境を越えた移動が増加しており、我が国の高等教育機関の授与する学位、ひいては我が国の高等教育機関自体の質の保証と国際的競争力の強化が急務になっています。

機構では、大学評価先進国や我が国と関わりの深い諸外国を中心とした評価機関等との連携協力や、国際的質保証ネットワークなどへの積極的な参画、さらには国際的な大学教育の質保証に関する調査の実施等により、諸外国の質保証・評価に関する有用な情報を国内高等教育機関へ提供するとともに、評価事業自体の国際通用性の向上に努めています。

●日中韓連携

現在、欧州において大学教育の質保証を伴う域内の大学間交流の枠組みを整備し域内の連携を強化している他、米国では高等教育サービスの自由化が提案されるなど、高等教育の国際的な質保証と国際的競争力の強化が進んでいます。こうした各地での質保証活動の展開、また2005年に経済協力開発機構（OECD）と国際連合教育科学文化機関（UNESCO）が共同で採択した『国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン』などの指針や提言を踏まえ、アジア地域においても質の保証を伴った大学間交流の枠組みを検討することが不可欠となっています。

こうした流れを受け、2009年10月に開催された日中韓首脳会談にて質の保証を伴った大学間交流を促進することが合意され、2010年3月、日中韓三国の質保証分野での連携協力の基盤として、当機構、中国教育部高等教育教学評価センター（HEEC）及び韓国大学教育協議会（KCUE）による「日中韓質保証機関協議会」が発足しました。さらに、2010年4月に有識者による政府間会合として「第1回日中韓大学間交流・連携推進会議」が東京にて開催されました。本会議では「キャンパス・アジア」の構想により大学間交流プログラム及び質保証に関し検討していくことが合意された他、今後、中国・韓国にてそれぞれ連携推進会議を開催することが決まりました。なお、2011年にはアジアにおける質保証に関する国際シンポジウムを開催し本取組をアジア諸国に対して広く発信し、その成果を共有することとなっています。

日中韓質保証機関協議会の発足



日 時：平成22年3月4日（木）

場 所：バンコク（タイ）

2009年10月の日中韓首脳サミットにて設置が合意された質の保証を伴った大学間交流を検討する政府有識者会議の下、当機構は中国教育部高等教育教学評価センター（HEEC）及び韓国大学教育協議会（KCUE）と連携し、第1回日中韓質保証機関連絡協議会をAPQN2010総会に合わせて開催しました。（APQN：アジア太平洋質保証ネットワーク）

本協議会は文部科学省及び中韓政府の支援の下で開催され、「日中韓質保証機関協議会」が正式に発足した他、①本協議会の継続的な開催、②評価に関する共同プロジェクト（評価指標・方法等の共同開発、質保証システムに関する情報の共有化、用語集の発行等）の実施、③2011年に開催が予定されている質保証に関する国際シンポジウムにて本協議会における取組の成果を発表、の3点が合意されました。

なお、「日中韓大学間交流・連携推進会議」にて設置が合意された「質保証ワーキンググループ」は各国の高等教育政策担当者に加え、本協議会のメンバーを加えて開催することとなっています。

● 諸外国評価機関等との連携協力

日中韓三国による連携協力に加え、当機構では我が国と高等教育分野で関係の深い諸外国の質保証機関との間で連携・交流をすすめています。

平成21年度は、当機構の覚書締結機関である英国高等教育質保証機構（QAA）及び中国教育部高等教育教学評価センター（HEEC）との間で、覚書締結以来進めてきた相互理解増進プロジェクトの成果報告の場として、「インフォメーション・パッケージに関する国際ワークショップ」を共催により実施しました。また、平成22年3月に香港の質保証機関である香港学術及職業資歴評審局（HKCAAVQ）との間で、6月にはオランダ・フランダースアクレディテーション機構（NVAO）及びオランダ高等教育国際協力機構（Nuffic）との間でそれぞれ覚書を締結し、今後各機関の質保証関係事業に関する情報交換や交流事業をすすめていくことで一致しました。

質保証機関との覚書締結一覧

国名	機関名	締結年月日
英国	QAA (Quality Assurance Agency for Higher Education: 英国高等教育質保証機構)	2007年2月 6日
中国	HEEC (Higher Education Evaluation Center of the Ministry of Education: 中国教育部高等教育教学評価センター)	2007年9月12日
香港	HKCAAVQ (Hong Kong Council for Accreditation of Academic and Vocational Qualifications: 香港学術及職業資歴評審局)	2010年3月18日
オランダ	NVAO (Accreditation Organisation of the Netherlands and Flanders: オランダ・フランダースアクレディテーション機構)	2010年6月17日
オランダ	Nuffic (Netherlands Organization for International Cooperation in Higher Education: オランダ高等教育国際協力機構)	2010年6月17日

● 高等教育質保証の国境を越えた相互理解にむけた取組

高等教育質保証分野での国際的な連携協力の推進にあたり、関係諸国の高等教育制度・質保証制度等に関する相互理解の構築は、連携協力の実効性を高めるうえで不可欠な要素となっています。当機構では、こうした認識の下、相互理解を基盤とした国際連携の展開にむけ、我が国の高等教育質保証に関する情報発信ツールの開発やワークショップ等の啓蒙活動の実施など、様々な取組を展開しています。

相互理解増進にむけた情報発信ツールの開発（インフォメーション・パッケージ）



当機構では、我が国の高等教育制度及び質保証制度に関する理解増進のための情報発信ツールとして、「インフォメーション・パッケージ」（左上）を作成・公開しています。高等教育質保証に関する用語集、概要、および当機構の認証評価関係資料を日英2か国語でまとめています。また、日本と諸外国の高等教育質保証の制度・仕組みの相違について客観的に比較可能な資料として、「高等教育分野における質保証システムの概要」の米国、オーストラリア、英国の各版（左下）を作成しました。

これらは、国内外の関係機関における国際的な連携協力の場面での活用にも供するとともに、今後定期的な見直しの機会を設け、内容の充実を図ることとしています。なお以上の冊子はWeb版も作成しており、当機構ウェブサイトおよび大学評価情報ポータルからご覧いただけます。

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/package/index.html

http://portal.niad.ac.jp/library/1179952_1415.html

インフォメーション・パッケージに関する国際ワークショップ



日時：平成22年3月2日（火）

場所：バンコク（タイ）

本ワークショップは、高等教育の国際的な質保証にかかる相互理解の重要性と情報共有の方策について議論を深めることを目的として、当機構の覚書締結機関であるQAA及びHEECとの共催により実施したものです。APQNの年次総会と併催したため、アジア太平洋諸国等から総勢77名の参加があり、UNESCOからの基調講演や、当機構が実施したインフォメーション・パッケージプロジェクト、QAA、HEEC、APQNの事例発表を交えながら、相互理解に関する課題や将来性について議論を深めました。

大学評価事業

● 認証評価の評価結果

大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院について、それぞれ文部科学大臣から認証評価機関として認証を受け、平成17年度より、大学、短期大学、高等専門学校の認証評価を実施しています。なお、法科大学院については、平成17年度より予備評価を、平成19年度より本評価を実施しています。

認証評価の評価結果については「評価報告書」として取りまとめ、各評価対象機関及び設置者へ通知（法科大学院の認証評価については、各評価対象機関へのみ通知）するとともに文部科学大臣に報告いたしました。

1. 大学機関別認証評価

以下の大学が、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準（11の基準）に基づき、評価を受けました。評価結果については、機構ウェブサイトにて大学機関別認証評価実施結果報告として掲載しています。

【平成21年度（37大学）】

(国立)	北海道大学 北海道教育大学 小樽商科大学 茨城大学 群馬大学 埼玉大学 東京大学 東京医科歯科大学 お茶の水女子大学 電気通信大学 福井大学 静岡大学 名古屋工業大学 滋賀大学 滋賀医科大学 大阪大学 奈良教育大学 島根大学 広島大学 山口大学 香川大学 福岡教育大学 九州工業大学 佐賀大学 熊本大学 大分大学 奈良先端科学技術大学院大学
(公立)	群馬県立女子大学 前橋工科大学 横浜市立大学 富山県立大学 京都府立大学 大阪府立大学 兵庫県立大学 岡山県立大学 高知女子大学 北九州市立大学

【平成20年度（11大学）】

(国立)	宇都宮大学 東京海洋大学 京都工芸繊維大学 神戸大学
(公立)	国際教養大学 神奈川県立保健福祉大学 大阪市立大学 尾道大学 宮崎県立看護大学
(私立)	日本社会事業大学 光産業創成大学院大学

【平成19年度（38大学）】

(国立)	室蘭工業大学 旭川医科大学 北見工業大学 東北大学 福島大学 千葉大学 東京外国語大学 東京工業大学 一橋大学 横浜国立大学 新潟大学 上越教育大学 金沢大学 山梨大学 信州大学 岐阜大学 浜松医科大学 名古屋大学 愛知教育大学 三重大学 京都大学 大阪教育大学 兵庫教育大学 奈良女子大学 和歌山大学 鳥取大学 岡山大学 鳴門教育大学 愛媛大学 高知大学 九州大学 長崎大学 宮崎大学 鹿児島大学 鹿屋体育大学 総合研究大学院大学 北陸先端科学技術大学院大学
(私立)	大妻女子大学

【平成18年度（10大学）】

(国立)	弘前大学 岩手大学 秋田大学 山形大学 東京農工大学 京都教育大学 徳島大学
(公立)	奈良県立医科大学 沖縄県立芸術大学 沖縄県立看護大学

【平成17年度（4大学）】

(国立)	長岡技術科学大学 豊橋技術科学大学
(公立)	公立はこだて未来大学 大分県立看護科学大学

2. 短期大学機関別認証評価

以下の短期大学が、大学評価・学位授与機構が定める短期大学評価基準（11の基準）に基づき、評価を受けました。評価結果については、機構ウェブサイトにて短期大学機関別認証評価実施結果報告として掲載しています。

【平成21年度（1短期大学）】

(公立)	岐阜市立女子短期大学
------	------------

【平成 20 年度（2 短期大学）】

(公立)	秋田公立美術工芸短期大学 大月短期大学
------	---------------------

【平成 19 年度（2 短期大学）】

(公立)	山形県立米沢女子短期大学
(私立)	大妻女子大学短期大学部

【平成 18 年度（1 短期大学）】

(公立)	川崎市立看護短期大学
------	------------

【平成 17 年度（2 短期大学）】

(公立)	新見公立短期大学 長野県短期大学
------	------------------

3. 高等専門学校機関別認証評価

以下の高等専門学校が、大学評価・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準（11の基準）に基づき、評価を受けました。評価結果については、機構ウェブサイト的高等専門学校機関別認証評価実施結果報告として掲載しています。

【平成 20 年度（2 高等専門学校）】

(公立)	神戸市立工業高等専門学校
(私立)	サレジオ工業高等専門学校

【平成 19 年度（20 高等専門学校）】

(国立)	函館工業高等専門学校 苫小牧工業高等専門学校 秋田工業高等専門学校 鶴岡工業高等専門学校 福島工業高等専門学校 小山工業高等専門学校 群馬工業高等専門学校 東京工業高等専門学校 長岡工業高等専門学校 富山工業高等専門学校 石川工業高等専門学校 豊田工業高等専門学校 米子工業高等専門学校 津山工業高等専門学校 大島商船高等専門学校 高松工業高等専門学校 詫間電波工業高等専門学校 新居浜工業高等専門学校 大分工業高等専門学校
(私立)	近畿大学工業高等専門学校

【平成 18 年度（18 高等専門学校）】

(国立)	一関工業高等専門学校 木更津工業高等専門学校 長野工業高等専門学校 岐阜工業高等専門学校 鳥羽商船高等専門学校 舞鶴工業高等専門学校 奈良工業高等専門学校 松江工業高等専門学校 呉工業高等専門学校 徳山工業高等専門学校 宇部工業高等専門学校 弓削商船高等専門学校 久留米工業高等専門学校 北九州工業高等専門学校 佐世保工業高等専門学校 熊本電波工業高等専門学校 八代工業高等専門学校 鹿児島工業高等専門学校
------	---

【平成 17 年度（18 高等専門学校）】

(国立)	釧路工業高等専門学校 旭川工業高等専門学校 八戸工業高等専門学校 宮城工業高等専門学校 仙台電波工業高等専門学校 茨城工業高等専門学校 富山商船高等専門学校 福井工業高等専門学校 沼津工業高等専門学校 鈴鹿工業高等専門学校 明石工業高等専門学校 和歌山工業高等専門学校 広島商船高等専門学校 阿南工業高等専門学校 高知工業高等専門学校 有明工業高等専門学校 都城工業高等専門学校
(私立)	金沢工業高等専門学校

4. 法科大学院認証評価

以下の法科大学院が、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準（54の基準）に基づき、本評価を受けました。また、先の評価において適格認定を受けられなかった以下の法科大学院が、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けました。評価結果については、機構ウェブサイト法科大学院認証評価実施結果報告として掲載しています。

【平成21年度】

《本評価》（3 法科大学院）

(国立)	筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻 信州大学大学院法曹法務研究科法曹法務専攻 静岡大学大学院法務研究科法務専攻
------	---

《追評価》（3 法科大学院）

(国立)	香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻
(私立)	同志社大学大学院司法研究科法務専攻 神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻

【平成20年度】

《本評価》（16 法科大学院）

(国立)	東北大学大学院法学研究科総合法制専攻 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所法曹実務専攻 名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻 京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻 大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻 神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻 広島大学大学院法務研究科法務専攻 九州大学大学院法務学府実務法学専攻
(公立)	首都大学東京大学院社会科学研究所法曹養成専攻 大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻
(私立)	学習院大学大学院法務研究科法務専攻 明治大学大学院法務研究科法務専攻 近畿大学大学院法務研究科法務専攻 同志社大学大学院司法研究科法務専攻 神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻

《追評価》（3 法科大学院）

(国立)	北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻 千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻 一橋大学大学院法学研究科法務専攻
------	--

【平成19年度】

《本評価》（9 法科大学院）

(国立)	北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻 千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻 一橋大学大学院法学研究科法務専攻 新潟大学大学院実務法学研究科実務法学専攻 金沢大学大学院法務研究科法務専攻 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻 熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻
(私立)	上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻 専修大学大学院法務研究科法務専攻



訪問調査：評価対象機関関係者（責任者）との面談

認定証及び認定マーク 機構の認証評価を受け評価基準を満たした大学等に対し、認定証（法科大学院については「適格認定証」）を交付するとともに、その旨をよりわかりやすく社会に示すことができるように認定マークを交付しています。

● 選択的評価事項に係る評価の評価結果

選択的評価事項に係る評価は、認証評価とは別に機構が独自に行う第三者評価として、大学等の希望に応じて評価を実施しています。選択的評価事項に係る評価の評価結果については「評価報告書」として取りまとめ、各評価対象機関及び設置者へ通知しました。

以下の大学、短期大学、高等専門学校が、大学評価・学位授与機構が定める選択的評価事項に係る評価を受けました。評価結果については、機構ウェブサイトを選択的評価事項に係る評価実施結果報告として掲載しています。

1. 大学

【平成21年度（5大学）】

(国立)	奈良教育大学
(公立)	群馬県立女子大学 京都府立大学 大阪府立大学 北九州市立大学

【平成20年度（3大学）】

(公立)	神奈川県立保健福祉大学 大阪市立大学
(私立)	日本社会事業大学

【平成19年度（10大学）】

(国立)	室蘭工業大学 福島大学 千葉大学 一橋大学 信州大学 岐阜大学 愛知教育大学 兵庫教育大学 奈良女子大学 岡山大学
------	--

【平成18年度（8大学）】

(国立)	弘前大学 岩手大学 秋田大学 山形大学 東京農工大学 長岡技術科学大学 豊橋技術科学大学
(公立)	奈良県立医科大学

2. 短期大学

【平成20年度（2短期大学）】

(公立)	秋田公立美術工芸短期大学 大月短期大学
------	---------------------

【平成19年度（2短期大学）】

(公立)	山形県立米沢女子短期大学 長野県短期大学
------	----------------------

3. 高等専門学校

【平成20年度（1高等専門学校）】

(公立)	神戸市立工業高等専門学校
------	--------------

【平成19年度（20高等専門学校）】

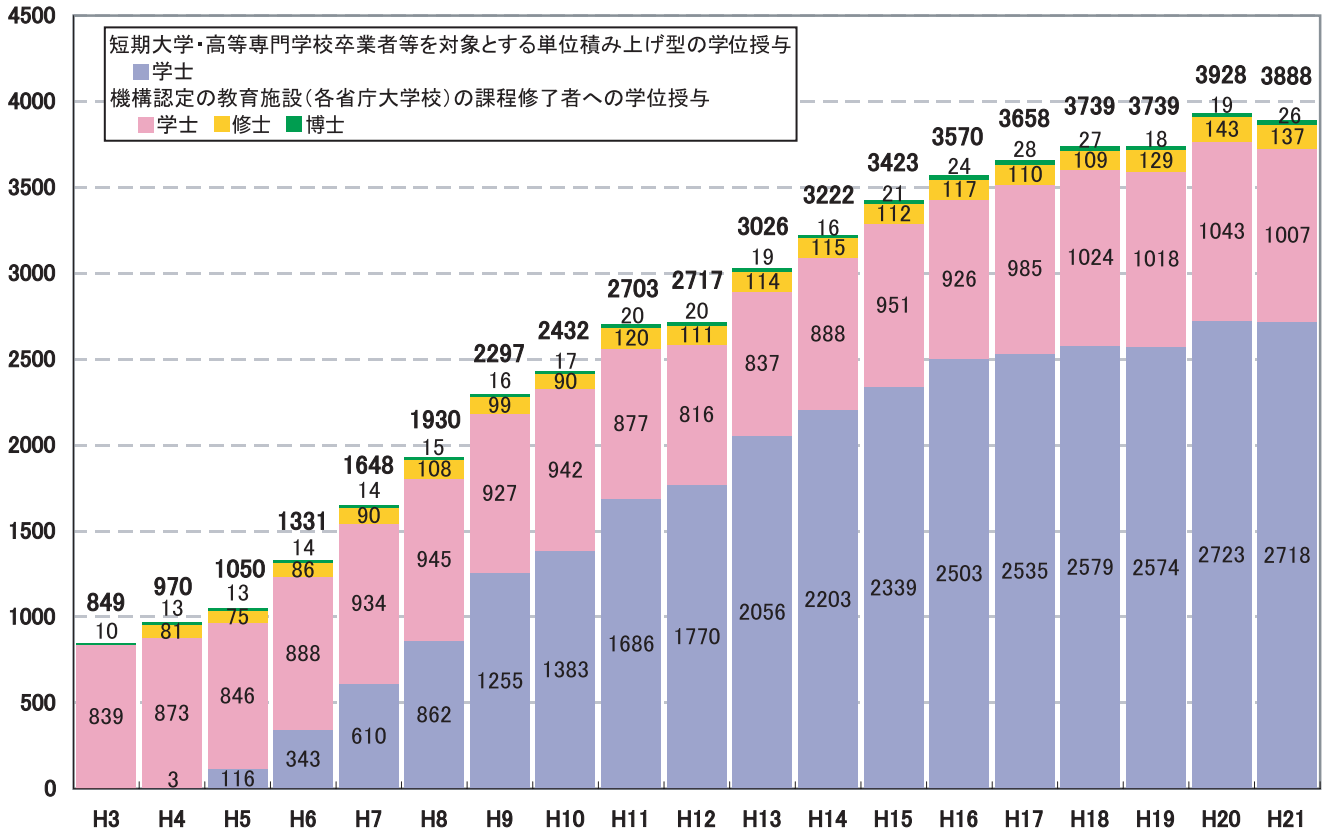
(国立)	函館工業高等専門学校 苫小牧工業高等専門学校 秋田工業高等専門学校 鶴岡工業高等専門学校 福島工業高等専門学校 小山工業高等専門学校 群馬工業高等専門学校 東京工業高等専門学校 長岡工業高等専門学校 富山工業高等専門学校 石川工業高等専門学校 豊田工業高等専門学校 米子工業高等専門学校 津山工業高等専門学校 大島商船高等専門学校 高松工業高等専門学校 詫間電波工業高等専門学校 新居浜工業高等専門学校 大分工業高等専門学校
(私立)	近畿大学工業高等専門学校

【平成18年度（18高等専門学校）】

(国立)	一関工業高等専門学校 木更津工業高等専門学校 長野工業高等専門学校 岐阜工業高等専門学校 鳥羽商船高等専門学校 舞鶴工業高等専門学校 奈良工業高等専門学校 松江工業高等専門学校 呉工業高等専門学校 徳山工業高等専門学校 宇部工業高等専門学校 弓削商船高等専門学校 久留米工業高等専門学校 北九州工業高等専門学校 佐世保工業高等専門学校 熊本電波工業高等専門学校 八代工業高等専門学校 鹿児島工業高等専門学校
------	---

学位授与事業

● 学位取得者数の推移 (平成22年4月現在)



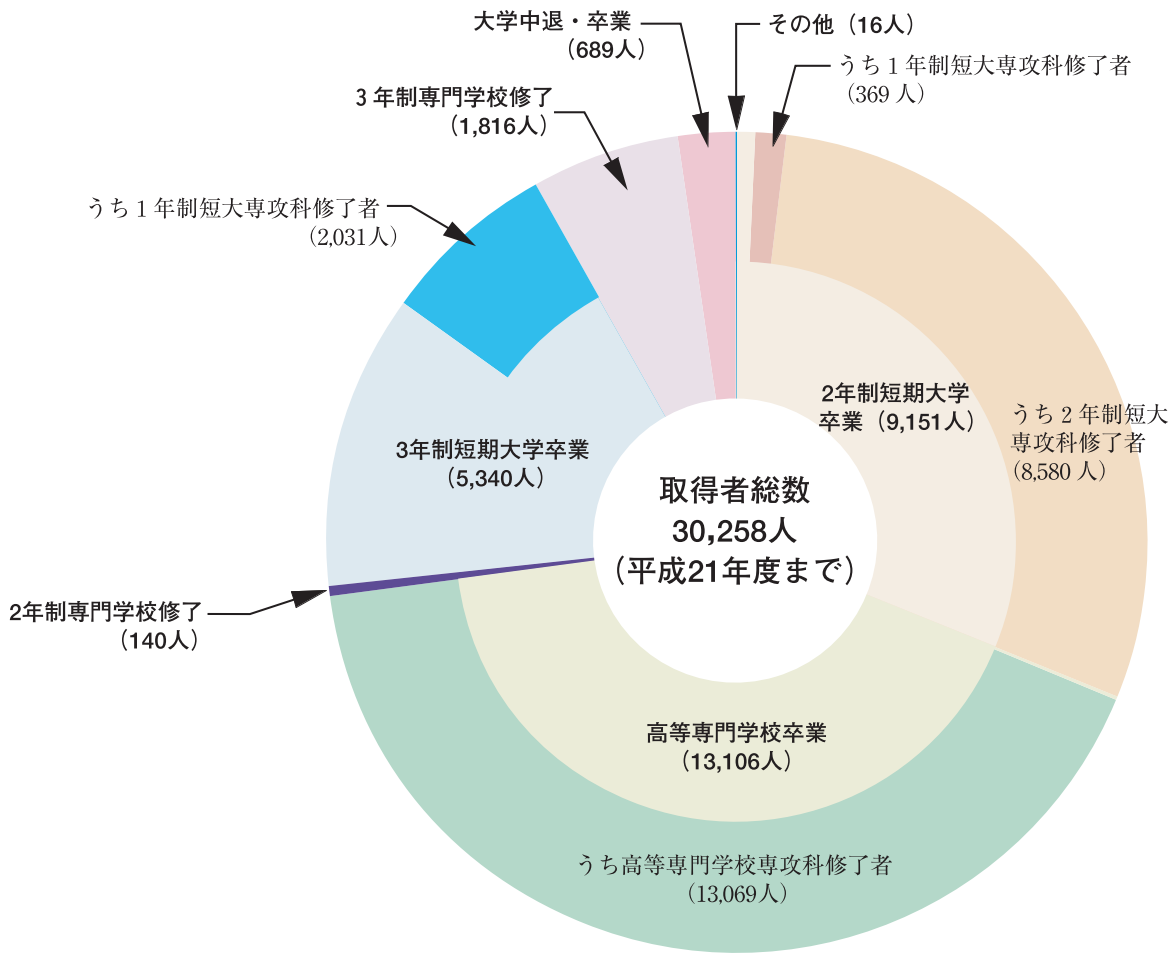
● 短期大学・高等専門学校卒業者及び専門学校修了者等への学位授与

(1) 学位取得者数一覧 (平成22年4月現在)

(単位:人)

学位(学士)の専攻分野の名称	学士の学位取得者数																				合計
	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
文学			1	5	19	36	41	45	42	35	24	26	27	22	18	15	18	23	26	423	
教育学			1	2	15	21	47	115	124	134	89	111	165	182	191	191	239	219	186	2,032	
神学					1	3	1	2	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	17	
社会学				1	5	8	12	5	3	5	2	1	1	4	11		4	9	8	79	
栄養学			1	2	2	8	19	22	12	20	11		7	6	6	1	3	6	126		
学芸				1			3	4	3		1		4	3	2	2	4	1	4	32	
社会科学								1	1			1	1		1	1	2	5	5	18	
法学		2		1	3	2	6	6	3	3	3	2	7	3	3	2	10	9	4	69	
政治学					1	2		1	1	3	1		1			2	1		2	15	
経済学				1		3	1	6	3	6	4	2	6		3	4	3	3	3	50	
商学		1		6	4	4	2	3	7	7	3	1	3	3	1	4	8	3	5	65	
経営学			1	1	2	8	7	5	6	7	6	9	13	8	16	15	14	18	8	144	
理学			1	4	5	5	5	4	12	6	8	11	10	11	1	6	8	6	8	111	
薬学														1				1		2	
看護学			21	39	84	104	131	153	155	191	240	239	251	248	332	311	266	286	274	3,325	
保健衛生学			4	39	95	167	294	254	324	304	375	351	311	278	221	204	192	185	141	3,739	
鍼灸学						1	3	2	16	7	11	15	6	17	10	13	2	5	6	114	
口腔保健学																		10	35	45	
栄養学				4	7	35	79	106	164	172	205	241	241	254	131	109	122	127	98	2,095	
工学		46	126	197	281	366	409	513	602	754	840	968	1,126	1,230	1,343	1,365	1,446	1,600	13,212		
芸術工学				1	2	23	24	22	34	28	31	28	32	37	32	25	29	16	364		
商船学																		28	18	16	62
農学					1				17	15	14	14	15	17	10	13	12			128	
水産学														1		1	1			3	
家政学					2	10	11	7	6	3	4	2	2	1	5	7	6	7	5	78	
芸術学		39	114	165	170	205	209	234	222	263	289	270	280	300	284	230	297	258		3,829	
体育学					1	3	7	3	3	2	5	7	6	4	13	13	11	3		81	
合計	3	116	343	610	862	1,255	1,383	1,686	1,770	2,056	2,203	2,339	2,503	2,535	2,579	2,574	2,723	2,718		30,258	

(2) 基礎資格別学位取得者数の内訳



(3) 分野別認定専攻科専攻数 (平成22年4月現在)

	短期大学専攻科		高等専門学校専攻科		計
	国公立	私立	国公立	私立	
人文・教養		10			10
教育学	1	28			29
社会科学		6	2		8
理学・工学・農学	1	2	139	2	144
商船学			6		6
看護学・保健衛生学	3	15			18
家政学・栄養学	2	16			18
芸術学	2	17			19
計	9	94	147	2	252

●機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程修了者への学位授与

(1) 大学の学部に対応する教育を行う課程（平成22年4月現在）

	修業年限	認定年月日	学位に付記する専攻分野の名称	学位取得者数(単位:人)	
				平成21年度	累計
防衛大学校本科	4	平成 3年12月18日	理学	31	520
	4	平成 3年12月18日	工学	272	5,612
	4	平成 3年12月18日	社会科学	53	1,150
	4	平成13年 3月12日	人文科学	19	159
防衛医科大学校医学教育部医学科	6	平成 3年 8月30日	医学	63	1,161
独立行政法人水産大学校本科	4	平成 3年12月18日	水産学	206	3,316
海上保安大学校本科	4	平成 3年12月18日	海上保安	38	737
気象大学校大学部	4	平成 3年12月18日	理学	10	257
職業能力開発総合大学校長期課程	4	平成 3年12月18日	工学	217	4,085
国立看護大学校看護学部看護学科	4	平成13年 3月26日	看護学	98	569
合計				1,007	17,566

(2) 大学院の修士課程に対応する教育を行う課程（平成22年4月現在）

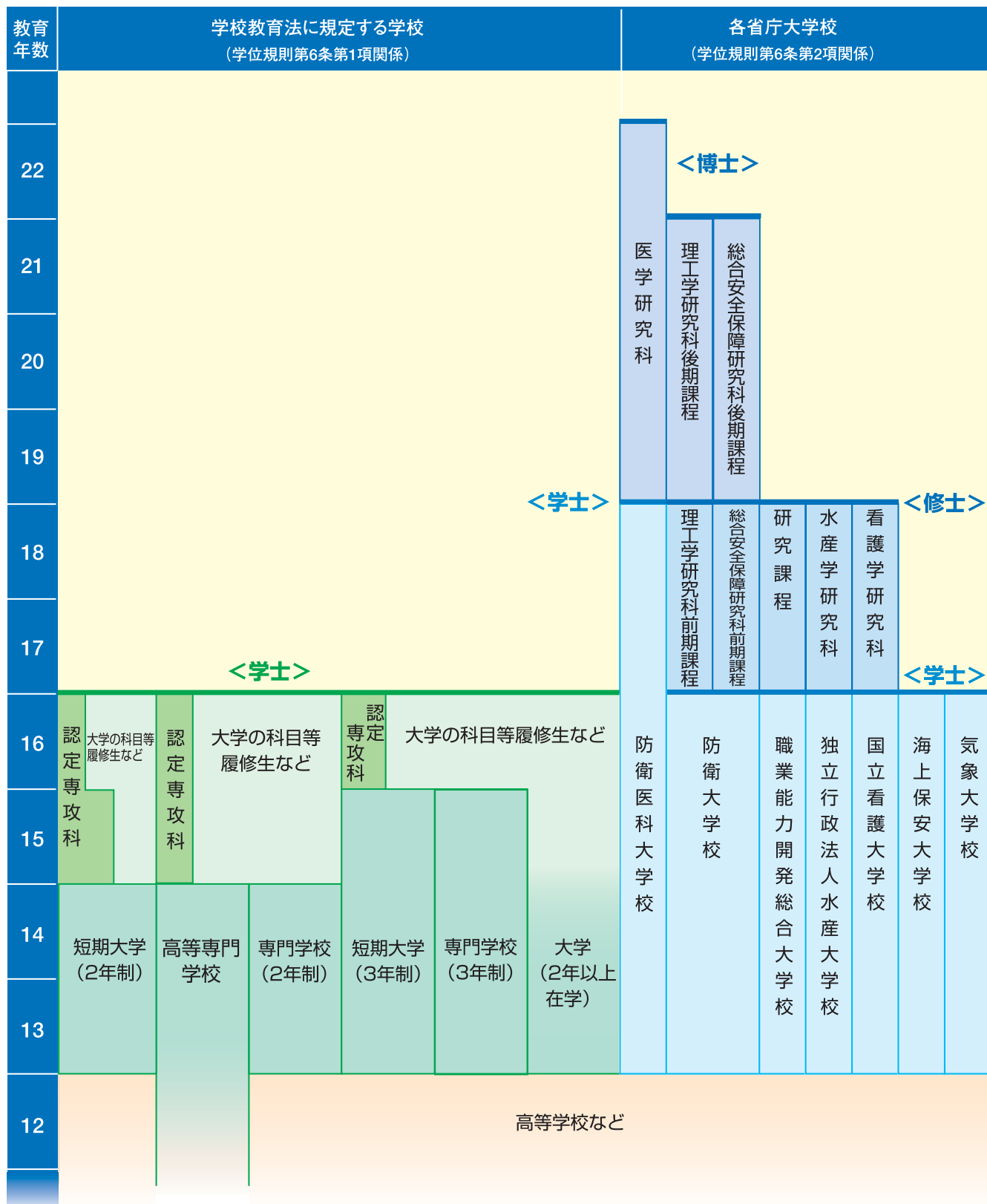
	修業年限	認定年月日	学位に付記する専攻分野の名称	学位取得者数(単位:人)	
				平成21年度	累計
防衛大学校理工学研究科（前期課程）	2	平成 3年12月18日	理学	8	108
	2	平成 3年12月18日	工学	55	1,035
防衛大学校総合安全保障研究科（前期課程）	2	平成 9年 3月11日	安全保障学*	36	206
職業能力開発総合大学校研究課程	2	平成 3年12月18日	工学	20	423
独立行政法人水産大学校水産学研究科	2	平成 6年 6月23日	水産学	10	141
国立看護大学校研究課程部看護学研究科	2	平成17年 2月10日	看護学	8	33
合計				137	1,946

*平成14年度までは「社会科学」の名称で授与

(3) 大学院の博士課程に対応する教育を行う課程（平成22年4月現在）

	修業年限	認定年月日	学位に付記する専攻分野の名称	学位取得者数(単位:人)	
				平成21年度	累計
防衛医科大学校医学教育部医学研究科	4	平成 3年8月30日	医学	16	322
防衛大学校理工学研究科（後期課程）	3	平成 13年3月12日	理学	2	6
	3	平成 13年3月12日	工学	8	22
防衛大学校総合安全保障研究科（後期課程）	3	平成 21年2月13日	安全保障学	-	-
合計				26	350

機構による学位授与に係る学校・教育施設の概略図



< >は機構が授与する学位を示す。

予算

平成22年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
<収入>	
運営費交付金	1,755
大学等認証評価手数料	91
学位授与審査手数料	106
その他	8
計	1,960
<支出>	
業務等経費	1,413
大学評価等経費	91
学位授与審査経費	106
一般管理費	349
計	1,960

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

土地・建物

(単位：㎡)

地区又は建物名	土 地	建物延面積	建築面積
小 平 地 区	10,588	13,212	1,719
竹 橋 オ フ ィ ス (学術総合センター11F)	284	1,677	146
小 平 第 2 住 宅 (職員宿舎)	4,609	2,769	917
計	15,481	17,658	2,782

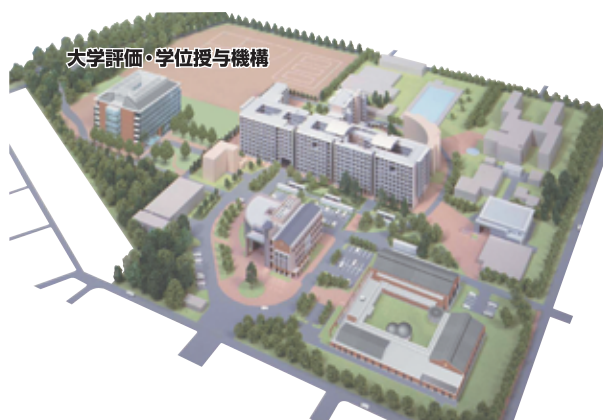
役職員数

(平成22年4月現在)

(単位：人)

役 員				教 職 員			合 計
機 構 長	理 事	監 事	計	教 員	事務系職員	計	
1	2	(2)	3 (2)	19	111	130	133 (2)

※ () は非常勤監事以外数である。



一橋大学小平国際キャンパス

案内図

<機構へのアクセス>

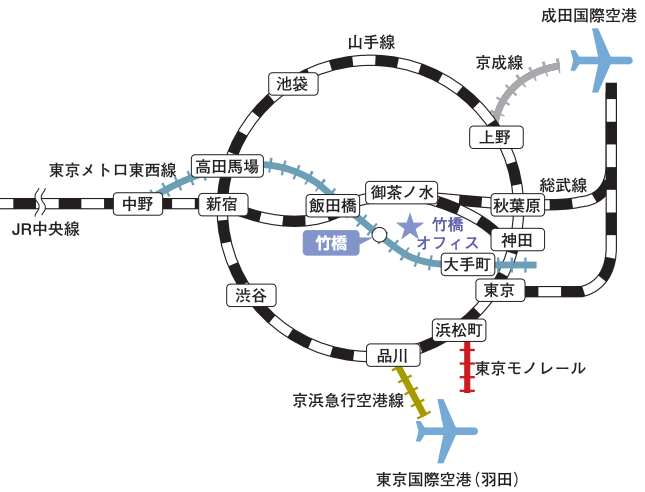
小平本館

JR中央線国分寺駅で**西武多摩湖線**に乗換
一橋学園駅 南口 徒歩7分

竹橋オフィス

東京メトロ東西線 竹橋駅 出口 No.1b

東京メトロ半蔵門線/都営三田線・新宿線 神保町駅 出口 No.A8,A9 徒歩5~6分



<小平本館> (一橋大学小平国際キャンパス内)



<竹橋オフィス> (学術総合センター11F)



NIAD-UE

National Institution for Academic Degrees and
University Evaluation

